

軽度者（要支援および要介護１の者）に対する福祉用具貸与の取扱いについて

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する 基本調査の結果等
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査１－７ 「３、できない」に該当
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能なる者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断した場合
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査１－４ 「３、できない」に該当
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３ 「３、できない」に該当
ウ 床ずれ防止 用具及び体位変 換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３ 「３、できない」に該当
エ 認知症老人 徘徊感知器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査３－１ 「１、調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または 基本調査３－２～３－７のいずれか「２、できない」 または 基本調査３－８～４－１５のいずれか「１、ない」以外に該当 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査２－２ 「４、全介助」以外に該当
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査１－８ 「３、できない」に該当
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査２－１ 「３、一部介助」または「４、全介助」に該当
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能なる者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断した場合
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査２－６ 「４、全介助」に該当
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査２－１ 「４、全介助」に該当

一定の条件と手続きを
満たした場合は例外的
に給付が可能。



例外給付の条件(南部箕紋屋広域連合では事前協議が必要です)

次のいずれかに該当する旨が医師の医学的所見に基づき判断された者

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第23号告示第19号のイに該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第23号告示第19号のイに該当する者
(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第19号のイに該当する者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)



★必要な手続き

南部箕紋屋広域連合では書類による事前協議を経て要否を判断します。別紙様式により広域連合事務局へ協議書を提出してください。

★判断に必要な添付書類

●医師による医学的所見で判断された書類等

- ・主治医意見書の写し
- ・医師の診断書の写し
- ・担当の介護支援専門員(職員)の医師からの聞き取りによる確認

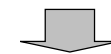
●サービス担当者会議の会議録

- ・サービス担当者会議には福祉用具専門相談員の参加
- ・適切な助言が可能なる者(PT・OT・主任ケアマネジャー研修修了者のうち1人以上)の参加が必要です。

注) サービス担当者会議に主治医が参加し、会議録に上記条件に該当すると判断した旨の記述があれば、医師による医学的所見で判断された書類等の提出は必要ありません。)

●介護サービス計画(案)または介護予防サービス計画(案)の写し

- ・利用者の同意がとれていること。



- ・協議の結果については、南部箕紋屋広域連合は協議のあった被保険者と指定居宅介護支援事業所または指定介護予防支援事業所に対し、給付対象の可否を文書にて通知します。
- ・居宅介護事業所は、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について見直しを行わなければならないことになっています。
- ・また、医学的所見にもとづく状態像による判断により貸与が行われる場合は医師の所見をサービス計画に記載してください。
- ・福祉用具貸与事業者より医師の所見及び医師の氏名について確認があった場合は、利用者の同意(文書による)を得て、適切にその内容について情報提供を行ってください。